

令和9年度採用 用途地域等相談員（会計年度任用職員）募集案内

1 応募受付期間

（1か月）令和8年10月13日（火）～令和8年11月13日（金）【郵送必着】

2 募集内容

職名	用途地域等相談員
採用予定人数	1人
職務の概要	・用途地域、区域区分等の問い合わせへの対応 - 用途地域の規制内容や境界の確認と説明、地域地区（高度地区 等）の内容確認と説明、区域区分（市街化区域、市街化調整区域）の確認と説明 等 ・地区計画の相談・届出対応 ・建築や開発に関する諸規制についての全般的な相談対応等
勤務地	福岡市役所 住宅都市みどり局 都市計画部 都市計画課 （福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市役所4階）
任用期間	令和9年4月1日から令和10年3月31日まで ※ 勤務成績が良好な場合、65歳に達するまでは、再採用（翌年度も採用）を4回まで行うことがあります。65歳に達した職員が任期満了後も勤務を希望する場合は、公募に応募する必要があります。
受験資格	1 次の資格要件をすべて満たす人 （1）基本的なパソコン操作（ワード・エクセル等）ができる人。 （2）任用期間全体を通じて従事することができる人。 （3）建築基準法に関する知識を有する人 ※ 建築士法第2条第1項に基づく「一級建築士」又は「二級建築士」の資格を有する人が望ましい（資格が必ずしも必要ではありません）。 （4）次のいずれかの要件に該当すること ア～イにおいて、都市計画法、建築基準法などに関する業務に3年以上従事した経験を有するもの ア 官公庁 イ 建築士法第23条に定める建築士事務所 2 次のいずれかに該当する人は受験できません。 【地方公務員法第16条（抄）】 ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 ・福岡市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人 ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人 ※ 地方公務員法の改正が行われた場合は、その定めるところによります。 3 日本国籍を有しない人は、任用開始時に就労可能な在留資格を有する（見込みがある）人

3 選考の日時・会場・試験内容・合格発表

	一次試験	二次試験
日時・会場		日時：令和8年12月7日（月）午前中 場所：福岡市役所（6階）604会議室 ※ ただし、場所・日時は変更になる場合があります。詳細は一次試験合格者に通知します。
内容	採用試験申込書に記載された内容による書類選考	面接試験
合格発表	令和8年11月20日（金）	令和8年12月18日（金）

- ※ 一次試験の合格発表は、受験者に結果を文書で通知します。（11月20日頃発送予定）
文書が届かない場合は、11月27日（金）までに必ず都市計画課募集担当（TEL：092-711-4388）へご連絡ください。
- ※ 二次試験の合格発表は、10時に福岡市ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者に結果を文書で通知します。

4 合格から採用まで

地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後1カ月（勤務日数が15日に満たない場合は15日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに正式採用になります。

5 勤務条件等

項目例	記載例
勤務日	週5日勤務（月曜日から金曜日）
休日	土日祝日・年末年始（12月29日から翌年1月3日）
勤務時間・休憩時間	週の勤務時間：27時間30分 1日の勤務時間：原則、午前9時30分から午後4時まで 休憩時間：正午から午後1時まで
給与	月額194,067円から205,465円（地域手当を含む。）※令和8年度実績 ※ 採用日前10年間について、本市職員（会計年度任用職員や臨時的任用職員、嘱託員を含む）として在職期間がある場合及び本受験に必要な各資格免許を必須とする業務に従事した期間がある場合は、その職歴に応じて給与月額を決定します。 ※報酬（月額）は令和8年度の実績です。関係条例等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。
期末手当等	年2回（6月、12月）在職期間に応じて支給
交通費	条例、規則等に基づき別途支給 （上限額：月55,000円、日2,619円）
その他諸手当等	条例、規則等の定めるところにより、時間外勤務手当などを支給
休暇等	任用期間に応じて年次有給休暇（1年間に最大20日）及び夏季有給休暇（3日）を付与 その他、育児・介護等に係る休暇制度あり
社会保険	任用期間等に応じて健康保険（福岡市職員共済組合）、厚生年金、労災保険、雇用保険の適用あり

公務災害	労働者災害補償保険制度または福岡市議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例に基づき補償
服務	地方公務員法に規定する服務の各規定が適用 (服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止)
その他	・ 報酬等支給日：毎月 20 日 (ただし、時間外勤務手当などの実績に応じて支給する手当は翌月 20 日) ・ 採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更

6 応募方法等

提出書類	(1) 令和 9 年度採用 用途地域等相談員採用試験申込書 ※ 申込書は、福岡市ホームページからダウンロード可能です。 ※ 申込書の職歴欄には、勤務先名（派遣社員の場合は派遣元及び派遣先の名称）、部所属・役職名及び職務内容、在職期間等をすべて記載してください。 ※ 特に、受験資格 1（4）に関わる職務内容（都市計画法、建築基準法などに関する実務経験）については、守秘義務に抵触しない範囲で、具体的に詳しく記載してください。 (2) 受験資格 1（3）の資格を証するものの写し ※ 資格を有していない場合は不要です。 (3) 返信用封筒 ※ 110 円切手を貼付した宛先明記の封筒 1 部。
受付期間	令和 8 年 10 月 13 日（火）～令和 8 年 11 月 13 日（金）【必着】
提出方法	・ 郵送のみ ・ 封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きし、封筒の裏に差出人の住所・氏名を明記の上、特定記録又は簡易書留で郵送してください（特定記録又は簡易書留によらない場合の事故等については、責任を負いません） ・ 持ち込み、FAX、Eメールなどによる提出は受理しません。 ・ 受付期間に間に合わなかった場合や、提出書類に不備がある場合は無効となります。
提出先	〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号 福岡市役所 住宅都市みどり局 都市計画部 都市計画課 土地利用係

7 その他

- ・ 提出された書類は返却いたしません。
- ・ 申込書に記載された個人情報については適切に管理し、当採用事務以外で使用いたしません。
- ・ 試験成績については、本人に限り、合格者発表日の翌週月曜日（閉庁日の場合はその翌日）から 1 か月間（郵送による請求の場合は消印有効）、開示の請求を行うことができます。
- ・ 施設の敷地内又は屋内は全面禁煙です。また、勤務時間中の喫煙は禁止です。
- ・ 本募集及び採用は、議会での予算成立を前提としておりますので、予めご了承ください。

8 問い合わせ先

福岡市役所 住宅都市みどり局 都市計画部 都市計画課 土地利用係 (担当)中嶋、高畑

電 話：092-711-4388

e-mail・[住都]都市計画課：toshikeikaku.HUPB@city.fukuoka.lg.jp

住 所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号